

新座市家庭保育室保育料補助のご案内

対象乳幼児の要件

- ① 当該乳幼児及びその保護者が市内に居住していること。
 - ② 保育者の３親等以内の親族でないこと。
 - ③ 当該乳幼児の保護者の就労、疾病等により保育に欠ける日が、１月当たり月５２時間以上かつ１２日以上であること（週３日の就労契約で要件を満たします。）。
 - ④ 補助対象年齢は、０歳児から５歳児（未就学児）とする。
- ※ ③の要件については令和７年度から変更しております。

施設が市から保育料の補助を受けるための注意点

- ・ 育児休暇期間中で現に就労していない場合は、家庭保育室を利用していてもその期間は補助の対象になりません。
- ・ 育児休暇から復職し、月の途中から家庭保育室を利用する場合は、その月の就労時間及び就労日数が、月５２時間以上かつ１２日以上でなければ、その月は補助の対象になりません。
- ・ 就労証明書の有効期間は発行から３か月以内です。

保育料補助額の算定方法

保育料補助額は、毎年６月に確定する保護者の市町村民税所得割額により決定します。

各年度４月～８月分については、先に確定した前年度の市民税所得割により決定し、９月から翌年３月分については毎年６月に確定する当年度の市民税所得割で決定します。

- ・ 保育料補助額（４月～８月分）：前年度の市民税所得割額により決定
- ・ 保育料補助額（９月～３月分）：当年度の市民税所得割額により決定

対象児童の認定申請に必要な書類

- ① 新座市家庭保育室事業対象乳幼児認定申請書(児童1名につき1枚)
- ② 保育の必要性を証するための添付書類
状況により、必要書類が異なります。父母ともに提出が必要で、同居祖父母の書類は不要です。

入室理由 (保育の必要性の事由)	必要書類
就労(1か月52時間以上かつ月12日以上) ※ 自営業、内職、就職予定者等含む。 ※ 週3日の就労契約で要件を満たします。 ※ 不規則勤務の方のみ3か月分のシフト表が別途必要	【被雇用者】 ①就労(内定)証明書【市指定の様式】 【自営業者】 ①就労(内定)証明書【市指定の様式】 ②就労状況申告書【市指定の様式】 ③自営の証明となるもの(直近の確定申告書の写し、開業届出書の写しなど)
下の子の妊娠、出産 ※ 出産月を含む前後2か月(計5か月)が対象	母子健康手帳の写し (氏名が記載された表紙及び分娩予定日が分かるページ)
保護者の疾病、障がい	①診断書【市指定の様式】 ②障がい者手帳の写しなど ※ ①又は②のいずれかが必要
親族の介護、看護 (1か月52時間以上かつ月12日以上)	①介護・看護状況申告書【市指定の様式】 ②被介護者、看護者の診断書または障がい者手帳の写し ※ ①及び②が必要
就学 (1か月52時間以上かつ月12日以上) ※ 職業訓練校等における職業訓練を含む。	①在学証明書又は合格通知書の写し ②カリキュラム又は時間割表など ※ ①及び②が必要
求職活動 ※ 利用開始後3か月間が対象。3か月以内に就労用件に切り替える場合には、期間内に就労証明書を提出すること。	求職活動状況申告書兼就労誓約書【市指定の様式】

③ 市民税課税（非課税）証明書 ※該当する方のみ

- ・ 令和6年1月2日以降に新座市へ転入された方

令和6年度課税（非課税）証明書

（4～8月分の保育料補助額決定のため）

- ・ 令和7年1月2日以降に新座市へ転入された方

令和6年度課税（非課税）証明書

（4～8月分の保育料補助額決定のため）

令和7年度課税（非課税）証明書

（9～3月分の保育料補助額決定のため）

※ 令和7年度課税（非課税）証明書は令和7年6月以降に提出してください。

新座市家庭保育室保育料補助額一覧

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			保育料補助額（月額）	
			1子目	2子目以降
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		55,000	55,000
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯			
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみ課税世帯を含む。）	51,800円未満	45,000	50,000
D1		51,800円以上 61,200円未満		
D2		61,200円以上 69,800円未満		
D3		69,800円以上 87,600円未満	40,000	
D4		87,600円以上 105,600円未満	30,000	45,000
D5		105,600円以上 123,700円未満		
D6		123,700円以上 141,600円未満		20,000
D7		141,600円以上 169,000円未満		
D8		169,000円以上 178,300円未満	12,000	
D9		178,300円以上 195,900円未満		
D10		195,900円以上 214,300円未満		
D11		214,300円以上 249,800円未満		
D12		249,800円以上 270,800円未満		
D13		270,800円以上 304,000円未満		
D14		304,000円以上 330,900円未満		
D15		330,900円以上 361,200円未満		
D16		361,200円以上 390,800円未満		
D17		390,800円以上 420,900円未満		
D18		420,900円以上 451,000円未満		
D19	451,000円以上 511,200円未満			
D20	511,200円以上			

単位：円

※ 上記の金額は保育料ではありません。

※ 補助額が保育料を上回る場合には、保育料の額を補助します。

※ 同一世帯から2人以上の児童が保育園、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業（小規模保育施設）等を利用している場合、年齢の高い順から第1子、第2子と位置付けられます。

※ 世帯に3人以上の子どもが同居している世帯で、3人目以降で2歳児までのお子様の保育料の補助額は、55,000円です。